

定 款

# 定 款

## 第1章 総則

(商号)

- 第1条 (1) 当社は、旭情報サービス株式会社と称する。  
(2) 当社の英文社名は、ASAHI INTELLIGENCE SERVICE CO., LTD. と表示し、AIS と略称する。

(目的)

- 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。
1. 情報システムに関する設計、構築、開発、検証、販売業務
  2. 情報システムに関する運用管理、保守業務
  3. 情報システムに関するサービスデスク業務
  4. 情報システムに関する企画、調査、コンサルティング、教育研修業務
  5. 労働者派遣事業
  6. 損害保険代理業
  7. その他前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

- 第3条 当社は、本店を東京都千代田区におく。

(機関)

- 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
- (1) 取締役会
  - (2) 監査役
  - (3) 監査役会
  - (4) 会計監査人

(公告方法)

- 第5条 (1) 当社の公告は、電子公告により行う。  
(2) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

- 第6条 当社の発行可能株式総数は、20,729,000株とする。

(単元株式数)

- 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主割当による募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式買増請求をする権利

(単元未満株式の買増請求)

第9条 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第14条 (1) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。
- (2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がその任にあたる。

(電子提供措置等)

- 第15条 (1) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- (2) 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議方法)

- 第17条 (1) 株主総会の議事は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもって行う。
- (2) 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することが

できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### 第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第18条 当社の取締役は、15名以内とする。

(取締役の選任)

第19条 (1) 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

(2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(3) 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 (1) 取締役会は、その決議により取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

(2) 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

(取締役会)

第22条 (1) 当社の取締役全員をもって、取締役会を組織する。

(2) 取締役会は法令または本定款に定める事項の他、当社の業務執行に関する重要な事項を決定する。

(招集権者、議長および招集手続)

第23条 (1) 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集しその議長となる。

(2) 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

(3) 取締役会の招集は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会の運営その他に関する事項は、取締役会の決議によって定める取締役会規程による。

(取締役との責任限定契約)

第 26 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 27 条 当社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任)

第 28 条 (1) 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

(2) 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 29 条 (1) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(2) 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任者の残任期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。

(監査役会)

第 31 条 (1) 当社の監査役全員をもって、監査役会を組織する。

(2) 監査役会は法令または本定款に定める事項の他、監査役の職務執行に関する重要な事項を決定する。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

(監査役会の招集手続)

第 32 条 監査役会の招集は、各監査役に対して会日の 3 日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第 33 条 監査役会の運営その他に関する事項は、監査役会の決議によって定める監査役会規程による。

(監査役との責任限定契約)

第 34 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める額とする。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 35 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 36 条 (1) 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

(2) 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(自己株式の取得)

第 37 条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第 38 条 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

[ 参考：改定実施の記録 ]

- |                   |                   |                   |
|-------------------|-------------------|-------------------|
| ①平成 3 年 6 月 27 日  | ②平成 4 年 6 月 26 日  | ③平成 5 年 6 月 29 日  |
| ④平成 6 年 6 月 29 日  | ⑤平成 7 年 6 月 29 日  | ⑥平成 10 年 6 月 26 日 |
| ⑦平成 11 年 6 月 25 日 | ⑧平成 11 年 10 月 1 日 | ⑨平成 14 年 6 月 21 日 |
| ⑩平成 15 年 6 月 20 日 | ⑪平成 16 年 6 月 22 日 | ⑫平成 18 年 6 月 23 日 |
| ⑬平成 20 年 6 月 25 日 | ⑭平成 21 年 6 月 24 日 | ⑮平成 27 年 6 月 24 日 |
| ⑯平成 30 年 1 月 30 日 | ⑰2022 年 6 月 23 日  | ⑱2023 年 3 月 2 日   |

以 上